## 審査基準

令和6年11月8日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法

根 拠 条 項:第3条第1項(第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。)

処 分 の 概 要:風俗営業の許可

原権者(委任先):青森県公安委員会

## 法 令 の 定 め:

風俗営業等適正化法第4条第1項、第2項及び第4項(許可の基準)、第5条第1項(許可申請の手続)

風俗営業等適正化法施行令第6条(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)

風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条(風俗営業の許可申請書の添付書類)

風俗営業等適正化法施行規則第1条(許可申請書の提出)、第6条(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第7条(構造及び設備の技術上の基準)、第8条(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)、第9条(風俗営業の許可申請の手続)

## 審 査 基 準:

① 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号

この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

- 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に掲げるものをいう。
- 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるもの をいう。
- ② 風俗営業等適正化法第4条第2項第3号

この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、 管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとす る者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。

標準処理期間:別紙のとおり

申 請 先:営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課

問 合 せ 先:営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課

## 備 考:

法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和4年4月1日 警察庁生活安全局)第12を参照すること。